

○偽造通貨等の取扱いに関する訓令（昭和37年10月23日本部訓令第10号）

〔沿革〕 昭和48年11月本部訓令第30号、平成12年11月第19号、15年1月第3号、31年4月第13号、
令和元年6月第17号、4年10月第15号改正

（目的）

第1条 この訓令は、偽造通貨取扱規則（昭和30年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、奈良県警察における偽造通貨等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（偽造通貨等の定義）

第2条 この訓令において「偽造通貨等」とは、規則第2条に規定されているもの並びに偽造、変造又はその疑いのある政府若しくは地方公共団体発行の証紙、印紙、国債証券及び地方債証券をいう。

（偽造通貨等の発見報告等）

第3条 警察官は、偽造通貨等を発見し、又は発見の届出を受けたときは、その日時、場所、発見者、行使者及び発見の状況等を遅滞なく発見場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定に基づく偽造通貨の送付又は前項の報告を受けた警察署長は、速やかにその状況を調査し、偽造通貨等発見報告書（別記様式第1号）により、速やかに科学捜査研究所長を経て警察本部長に報告しなければならない。

（報告に伴う処置）

第4条 前条の規定による報告を受けた科学捜査研究所長は、偽造通貨等処理簿（別記様式第2号）に登載し、その処理てん末を明らかにするとともに、貨幣、紙幣及び銀行券にあっては、規則第3条第1項による手続を行わなければならない。

（鑑識結果の通知）

第5条 科学捜査研究所長は、規則第4条第2項の規定による通知を受けたときは、その写しを保管し、原本は当該警察署長に送付するものとする。

2 政府発行の証紙、印紙、国債証券及び地方債証券については、鑑識し、その結果を当該警察署長に通知するものとする。

（偽造通貨等の保管）

第6条 すでに鑑識された偽造通貨等は、当該警察署で保管するものとする。

（事件検挙の場合の報告）

第7条 警察署長は、通貨等偽造事件を検挙したときは、偽造通貨等事件検挙報告書（別記様式第3号）により、速やかに科学捜査研究所長を経て警察本部長に報告しなけ

ればならない。

附 則

この訓令は、昭和37年10月23日から施行する。

附 則 （昭和48年11月20日本部訓令第30号）

この訓令は、昭和48年8月24日から適用する。

附 則 （平成12年11月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 （平成15年1月24日本部訓令第3号）

この訓令は、平成15年1月24日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年6月28日本部訓令第17号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式で、現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和4年10月11日本部訓令第15号）

この訓令は、令和4年10月11日から施行する。

鑑 第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長

偽造通貨等発見報告書

発 見 日 時	年 月 日 時 分 ころ
発 見 場 所	
偽造通貨等の 種別及び数量	
発 見 者	
行 使 者	
発見時の状況	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

偽 造 通 貨 等 処 理 簿

受理 番号	発見 所属	発見偽造通貨等				発見日時	発 見 場 所	発 見 状 況	処 理				備 考
		種別	年別	記号番号	数量				科 警 研 送 付 日	科 警 研 回 答 日	回 答 結 果	警 察 署 戻 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

鑑 第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長

偽造通貨等事件検挙報告書

被疑者の住所 及び氏名		年 齢	性 別				
			国 籍				
事 件 名							
犯罪の年月日、 場所その他事 件の概要							
製造方法その 他参考事項							
偽造通貨等の 種別		符 号		枚 数		そ の 他	
備 考							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。